

令和6年12月26日

能代市教育委員会
12月定例会会議録

能代市教育委員会

令和6年12月26日、能代市教育委員会定例会を能代市役所二ツ井町庁舎2階大会議室において、午後2時に開会した。

○出席の委員は、次のとおりである。

教育長	高 橋 誠 也
委 員	木 村 高 寛
委 員	西 村 省 一
委 員	中 嶋 佐千子
※(欠席)委 員	寺 田 恵美子

○説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育部長	有 山 勇
教育部次長	田 口 俊 成
教育総務課長	荒 川 幸 代
能代教育事務所長	渡 辺 真
学校教育課長	安 部 芳 幸
学校教育課参事	湊 正 人
学校教育課参事	藤 田 元 之
学校教育課課長補佐	秋 林 純
学校給食センター所長	川 崎 武 信
生涯学習・スポーツ振興課長	赤 塚 悟
生涯学習・スポーツ振興課	
文化財保護室長	工 藤 英 子
教育総務課課長補佐	大郷司 真 一

○オブザーバーとして参加した者は、次のとおりである。

学校教育課指導主事	相 沢 晶 子
-----------	---------

○本日の会議に付した事件

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名員の決定
日程第3	前回定例会等会議録の承認
日程第4	教育長報告
日程第5	議 事
	承認第 9 号 臨時代理の承認について
	承認第 10 号 臨時代理の承認について
日程第6	その他

【日程第1 会期の決定】

○教育長

本定例会の会期は、本日1日限りとし、会議時間を午後4時までとする。

【日程第２ 会議録署名員の決定】

○教育長

会議録署名員に、２番木村委員と３番西村委員を指名する。

【日程第３ 前回定例会等会議録の承認】

○教育長

委員の皆さまから異議がないので、前回１１月定例会、１２月５日臨時会（書面）会議録を承認する。

【日程第４ 教育長報告】

○教育長

前回定例会以降の行事等について報告。

- １１月１８日（月）第１７回未来を創る能代っ子ふるさと会議（能代市文化会館）
- １１月１９日（火）能代市教育支援委員会（本庁舎 会議室９・１０）
- １１月２０日（水）秋田県都市教育長協議会 教育長・関係課長会議（横手市）
- １１月２１日（木）第２回能代市社会教育委員の会議（二ツ井町庁舎 大会議室）
- １１月２６日（火）教育委員会学校訪問（淳城西小学校、能代第一中学校）
- １１月２７日（水）能代市奨学選考委員会（本庁舎 会議室８）
- １１月２８日（木）令和６年度地教委教育長・校長・県教委三者協議（山本地域振興局）
- １２月 ３日（火）市議会定例会（～１２月２３日 本庁舎 議場）
- １２月２４日（火）教師ミニミニ体験閉講式（本庁舎 会議室９・１０）
- １２月２６日（木）教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 大会議室）
- １月 ６日（月）能代商工会議所２０２５年新春のつどい（プラザ都）
- １月 ７日（火）第２５回能代市芸術文化章授章式、祝賀会（プラザ都）
- １月１４日（火）第２回能代市文化会館運営協議会（能代市中央公民館）
- １月１４日（火）第２回能代市公民館運営審議会（能代市中央公民館）
- １月１５日（水）能代市総合教育会議（本庁舎 会議室９・１０）
- １月２２日（水）第１７回Ｂ＆Ｇ全国サミット（東京都中央区）
- １月２４日（金）教育委員会定例会（本庁舎 会議室９・１０）

【日程第５ 議事】

○教育長

議事の審議に入る前に「承認第９号 臨時代理の承認について」及び「承認第１０号 臨時代理の承認について」は、人事案件となるので、内容を公開しない「秘密会」にした。また、日程の最後に変更して審議したい。

○各委員

異議なし。

○教育長

異議がないようなので「秘密会」とし、日程の最後に変更して審議する。

【日程第6 その他】

「その他」について

各課から 報告事項や連絡事項等があれば、願います。

○教育部長

令和6年12月市議会定例会の概要について

①一般質問の内容について《資料により説明》

②文教民生委員会の審査状況について《資料により説明》

③予算委員会文教民生分科会の審査状況について《資料により説明》

○生涯学習・スポーツ振興課長

第3次能代市子ども読書活動推進計画の策定状況等について《資料により説明》

能代市総合体育館大規模改修工事について《資料なし》

○学校教育課長

令和6年度 小・中学校卒業式出席者（案）について《資料により説明》

○教育長

質問等をお願いします。

○西村委員

12月市議会定例会の渡辺正人議員の一般質問における闇バイトから子供たちを守るための対策について、警察や携帯電話会社等を講師に招き啓発を行っているということであるが、これは学校側から要望しているものか。

○学校教育課長

学校が様々な関係機関へ講師依頼し実施している情報モラル教室において、スマートフォンの使い方等とともに闇バイトについても指導していただいているものである。

○西村委員

これについては非常に大事なことだと思っている。ニュースで、警察が直接高校に出向いて説明しているという話があったが、外部講師が来ると子どもたちは集中して聞く傾向があると思う。学校だけでは難しいと思うので、できるだけこういう機会を設けてSNSの問題に対応していただきたい。

○教育長

本市でも、実際に警察の方に来て説明していただいた学校もある。警察署の意向は、今年度中に市内全中学校に出向いて説明したいということであった。

○教育長

他に質問等がないようなので、質疑を終了する。

続いて、委員から本日の議事や報告事項等以外で、意見等があれば、発言をお願いします。

○西村委員

先日、教育委員会連合会の研修会に行かせていただき、裁判例で見る学校教育紛争―いじめ問題を中心に―ということで、坂田先生の講演を聞いてきた。

最初の内容は、朝、子どもの登校前に校内を巡視していたところ、ある教室で黒板に大きく「〇〇、死ね」と書かれた落書きを発見した。皆さん、どう対応するか、というものであった。落書きを残すか、消すかの判断であるが、結論から言うと残す方がいいようである。残す、又は写真に撮って消すというように、起きたことを必ず記録に残しておくということが大事だと仰っていた。なぜかという、学校の中に法律が入ってきたからということであった。

栃木県で、登山の訓練中に高校生が雪崩に巻き込まれて死亡した事故があったが、その裁判で引率教諭らに実刑判決が出たことに大変驚き、学校に関することで実刑判決が出るということはこれまでになかったことであった。先生が愛や情熱で子どもたちを育てていく時代はもう終わり、これからは法律に従った対応が求められる非常に厳しい時代になってきたと話された。子どものために頑張ったということでは、保護者は理解せず、根拠をしっかりと説明しなければ納得しない。学校に法律が入ってきたということは、話し合っ解決できないときは裁判になるとも仰っていた。

また、いじめ問題についてであるが、いじめ防止対策推進法には、保護者の義務として、第一義的責任を負うということが明確に書かれている。保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う努力義務が謳われており、この部分がこの法律の良いところであると仰っていた。

○木村委員

私も坂田先生のお話を聞いて感じたことをお話しさせていただきたいと思う。

2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、それを支えてくれるスクールロイヤーと呼ばれる弁護士の方がいるが、同法と不登校等の取組に特化している弁護士は日本では非常に少ない。そのため、坂田先生がいろいろなところに呼ばれてお話をしている。先生が仰っていたのは、学校の中に法律が入り、いじめ問題や不登校問題等すべて法律で判断されるようになってきた。教育や道徳、情熱などという世界ではなく、法律という「ものさし」で、学校運営がなされていく時代に入ったということであった。

愛媛県の坊ちゃん温泉の前に仕掛け時計があり、時間になると音が鳴る。観光客は、もっと大きな音を聞きたいが、住民の方々はうるさいと思っている。それで話し合いを持ったが結果が出ず、裁判に持ち込まれたが、観光的メリットや住民の過ごしやすさを判断基準とせず、法的な70デシベル以上は出してはいけないという県条例を基に解決した。そういうことが、これから学校の中でもたくさん出てくると思われる。

いじめへの対応義務について、いじめが発覚した場合、その対応で、学校側が中立であってはいけないとのこと。被害者とその保護者に対しては支援し、加害者側の生徒に対しては毅然と指導する。そして、加害者とその保護者に対して助言をしていく。これが学校の立ち位置であるそうだ。

ある校長先生は、自分は被害者でも加害者でもない中立の立場で二人の意見を聞きながら解決していきたいと言い、教頭先生は、被害者は心が弱いから強くならなければならないと助言する。これはどちらも法的に見ると間違った対応となり、こういった社会が今、現れてきた、と話された。

教育的なものさしか、法律的なものさしか、学校現場ではどのものさしを使って対応していくべきか。人が人を裁くというのが法律的な立場であり、人が人を育てるというものが教育的な立場だと思う。私は、後者の人が人を育てるという、そういう社会にしていきたいらと思っている。

また、特に難しいと感じたのが、障害を持つ特別支援関係の子どもたちである。精神障害の症状は、障害の種類や状態によって周囲から差別や偏見の対象にされかねない。その障害の特性をよく理解して、医療関係者、福祉関係者と連携しながら子どもを見守ってきたい。

学校訪問のとき、支援学級での授業中、子どもが席を立って窓のところまで行き、外の景色を眺め始めた。その子どもに対し先生がどのように対応したかということ、窓のところ

まで行き、子どもの手を取って席まで戻り、「はい、また始めましょう。」と言って、大きい声を出すわけでもなく、何事もなかったかのように授業を再開した。様々な障害にはそれぞれの特徴があり、この場合、多動性というところを先生が理解してその子どもに接していた。障害の名前だけでも知っておくことによって、自分の心も優しくなれるし、相手もまた優しく応じてくれるのだと思う。

障害のある人への処遇は、一人の人間として尊重し、かつ人権に配慮することが大事である。能代市教育等の振興に関する施策の大綱の基本理念にある「学校、家庭、地域、行政」を結びつけるものは何か。それぞれの立ち位置は異なっている、思い、心は子どもたちを愛するという部分「感謝と思いやりにあふれる“わ”」であることを謳っている。私自身の自戒として、自身が自らの学校、地域等のよって立つ地で信頼され、子どもの顔が見える活動を展開していくことである。人は人を裁く法の立場でやってはいけない、ただ学校の中には入ってくるが、それを主としていくものではなく、人は人を育てる教育のものさしで、私たちは先生方を支えていかなければならない。そういう教育委員会を目指していきたいと思っている。

○教育長

他に意見等がないようなので、その他について終了する。

【追加日程 議事】

○教育長

「承認第9号 臨時代理の承認について」及び「承認第10号 臨時代理の承認について」は関連があるので一括審議としたい。

○各委員

異議なし。

これより秘密会

承認第9号 臨時代理の承認について及び承認第10号 臨時代理の承認について

秘密会を解く

○教育長

審議の結果、「承認第9号 臨時代理の承認について」及び「承認第10号 臨時代理の承認について」は、承認された。

○教育長

以上で予定された事項は、すべて終了した。

次回の定例会は、令和7年1月24日午後2時から、能代市役所本庁舎3階会議室9・10において開催したい。

本日の定例会を閉会する。

午後3時20分閉会